

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	FIT・FIP認定外 （ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※3）または 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※4））
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）（※2）	
	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14～13/14）

※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

※4 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）

①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）

②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）

③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資